

共済会への加入手続について

土地連共済会は、定款及び規約に基づき設置されておりますが、同共済会への加入については任意のことが共済会員の資格、諸般の事情等もあって現在の多くは関係地主の方々が共済会員となっております。本共済会設置の目的は、あくまでも軍用地等の相互扶助並びに福利増進を図ることにありますので、その趣旨を十分に理解いただき、この機会に共済会への加入をおすすめする次第であります。特に軍用地等の地主を対象に好条件による低利融資を行っていますので、軍用地等の地主で本共済会への加入を希望される方は、各所属地主会を通じて所定の手続を早目にとつて下さい。

なお、本共済会の詳細な内容については、別記(一)(二)共済会設置規定並びに共済金金融資制度規約等をご参考にして下さい。

融資枠を大幅拡大

年利率5%へ引き下げ

62年度融資総額24億1660万円

当連合会においては、かねてから軍用地関係地主の相互扶助並びに生活の安定と福利向上を図るため、共済会制度を創設し、各市町村地主会の協力を得て金融機関との預託契約によるいわゆる協議融資を既に実施しているところであります。昭和六十二年度における土地連共済融資について、関係金融機関と協議調整の結果、融資枠についても6%を5%に引き下げる予定とし、会員の融資率についても6%を5%に引き下げる予定とし、融資残高も約60億円を超えて、しかもながら融資枠の拡大について周知徹底が不十分であったため、融資希望者は予想以上に少なく、融資枠の約30%(約24億円)にとどまる結果となりました。残余の融資枠については63年度繰越することになりますので、例年にない多くの会員への融資が可能と思われます。

昨年十月一日から十九月末までの九日間で、融資率、各地主会を絶対に守り、各地主会に融資を引き下げる手配をして参りました。しかしも融資枠を5%に引き下げる手配をして参りました。しかも心配されていました。今年度の五年目を迎えることになります。今後とも共済会の拡充強化に全力を傾注して参ります。皆様方の尚一层のご協力をお願いする次第であります。

なお、昭和六十三年三月三十一日現在の融資残高は、六十億一千七百三十一万円となっております。

金融機関別融資状況

単位:万円

金融機関	件数	昭和63年3月末残高
琉球銀行	339	121,516
沖縄銀行	345	122,241
沖縄相互銀行	150	56,317
沖縄県信連	575	225,998
コザ信用金庫	200	70,079
沖縄信用金庫	10	5,580
合計	1,619	601,731

地主会別融資状況

単位:万円

地主会	昭和62年度		昭和63年3月末現在		
	融資枠	件数	融資あせん額	件数	融資残高
国頭村	15,322	0	0	3	515
東村	1,578	0	0	18	642
本部町	590	0	0	1	140
名護市	12,667	7	4,650	27	9,759
恩納村	22,660	8	4,200	43	16,561
宜野座村	6,563	2	1,400	21	4,939
金武町	44,876	23	14,030	87	43,561
伊江村	29,934	21	10,610	112	35,864
石川市	4,079	2	200	4	1,262
勝連町	35,681	9	4,110	37	16,794
具志川市	29,670	18	10,320	80	26,543
沖縄市	121,134	55	45,250	264	96,001
読谷村	92,898	27	15,800	167	77,998
嘉手納町	86,232	53	46,350	236	88,477
北谷町	74,096	45	28,800	182	47,072
北中城村	37,535	4	3,500	37	19,846
宜野湾市	25,755	11	7,000	68	20,174
浦添市	22,584	8	5,840	47	21,875
那覇市(宇安第)	12,963	4	2,630	23	9,853
△(字赤嶺)	1,560	0	0	0	0
△(字具志)	7,163	7	6,200	19	10,739
△(字小林)	474	0	0	2	352
△(字金城)	45	0	0	0	0
△(字宮城)	6,314	0	0	3	1,375
△(字高良)	4,988	0	0	2	1,215
△(字大嶽)	7,263	2	2,000	19	6,144
△(字宇栄原)	—	—	—	—	—
△(字田原)	870	0	0	0	0
△(字鏡水)	11,750	6	5,620	29	13,091
△(字当間)	6,729	4	3,200	11	5,861
那覇市	22,847	23	18,950	64	22,448
東風平町	2,730	0	0	0	0
具志頭村	810	0	0	0	0
玉城村	990	0	0	0	0
知念村	4,730	0	0	2	505
佐敷町	3,075	0	0	0	0
糸満市	3,318	3	1,000	11	2,125
具志川村	2,655	0	0	0	0
合計	765,128	342	241,660	1,619	601,731



所行軍用地等
会主合連会
那覇市久米2丁目7の3
地主会直連
電話(0988)68-6270
(0988)68-6276
(0988)63-0047
FAX

新垣正達氏へ
感謝状贈呈
昭和六十三年三月三十日
所付をもって本会の理事事務
執行部より、車
地主会直連会
那覇市久米2丁目7の3
地主会直連
電話(0988)68-6270
(0988)68-6276
FAX

長から感謝状と記念品を贈
りました。これは、新垣氏
が過去四か年半、車
地主会直連会
に毎月一日の理事会に
おいて、徳元正信連合会
をされたことに感謝され
たものである。

感謝状贈呈
昭和六十三年三月三十日
所付をもって本会の理事事務
執行部より、車
地主会直連会
那覇市久米2丁目7の3
地主会直連
電話(0988)68-6270
(0988)68-6276
FAX

長から感謝状と記念品を贈
りました。これは、新垣氏
が過去四か年半、車
地主会直連会
に毎月一日の理事会に
おいて、徳元正信連合会
をされたことに感謝され
たものである。

土地連共済事業

徳元會食(六期目)
上原副會長(五期目)

全会一致で留任を決定



徳元会長挨拶

昭和六十三年三月三十日の第三十六回定期総会において、任期満了に伴う理事・監事が選出されましたが、同年四月一日に理事会を開催し、会長・副会長の互選を行った結果、全会一致もって徳元正信会長(一期)並びに上原豊副会長(二期)を選出されました。徳元会長は六期目、上原副会長は五期目の就任で、任期は共に昭和六十五年三月三十日までの二か年となっております。なお、留任が決定した正副会長は、理事会の席で次のように挨拶しました。

徳元会長は、全理事から全会一致のご推挙を受けました。注して頑張っていく所存ですので、よろしくご指導、ご協力の程お願い申し上げます。皆様方のご協力によりまして現在まで大過なくそぞろに運営してまいりました。厚く御礼を表します。今年とも運動方針並びに理事会の決定に従いまして全力を傾注してまいります。今後とも運動方針並びに理事会の決定に従いまして全力を傾注してまいります。今後とも会長を中心にお互いが一致団結して軍用地問題の解決に邁進していきたいと思います。なお、留任が決定した正副会長は、理事会の席で次のように挨拶いたしました。

これから会長を補佐していくことになりますが、皆様のご協力を得まして、益々すばらしい土地連にしていきたいと思います。今後とも会長を中心にお互いが一致団結して軍用地問題の解決に邁進していきたいと思います。どうか忘憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、副会長就任のご挨拶いたします。

理事会
上原副会長挨拶
により副会長と皆様のご推挙によりまして、留任を承認されました。

いつ職をおねせられました。

これから会長を補佐していくことになりますが、皆様のご協力を得まして、益々すばらしい土地連にしていきたいと思います。今後とも会長を中心にお互いが一致団結して軍

沖縄県軍用地等地主会連合会 共済会設置規程

(設置)

第一条 社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会(以下「連合会」という。)定款第4条及び規約第十五条の規定に基づき連合会に共済会を設置する。

(目的)

この規程は、軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図るため設置する共済会の事業活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(第三条)

共済会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

1 軍用地等地主を対象とする融資に関する事項

共済基金の造成並びに拡充に関する事項。

2 共済基金の造成に関する事項

共済基金の造成並びに拡充に関する事項。

3 軍用地等地主の生活環境の改善に関する事項

その他共済会の目的達成に関する事項。

(会員の資格喪失)

第四条 連合会所属地主会に加入している者は、共済提出金を提出した日から共済会の会員の資格を取得する。

2 会員は、該施設・区域等の返還により資格を喪失する。

(共済提出金)

第五条 会員は、共済基金の造成のため次の各号の一に該当する額を共済提出金として提出する義務を負うものとする。

(1) 当該施設・区域等面積一、〇〇〇平方㍍以上でかつ、年間地料額一〇〇万円以上のもの:七万円

(2) 当該施設・区域等面積五〇〇平方㍍以上でかつ、年間地料額二〇万円以上のもの:三万円

(3) 前各号に該当しないもの:三万円

共済提出金は、当該施設・区域の返還には止むを得ない事情を除く以外、提出者への払戻しは行わないものとする。

2 預り証の売買、譲渡、質入れ等は一切これを禁止す

る。

(会員名簿の作成)

第七条 共済会員名簿を各地主会毎に作成し、連合会に備えつけるものとする。

第八条 この規程に定めるもの外、運営に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(委任)

第八条 この規程に定めるもの外、運営に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(附則)

この規程は昭和五十九年八月三日から施行し、昭和五十九年七月十九日から適用する。

(保証人)

返済方法 月賦払、年賦払等の分割払

(委託)

保証人原則として不要とする。

(附則)

第七条 共済資金の預託額に応じ、取扱金融機関において、融資を行わせるものとする。

(融資の方法)

第八条 共済資金を受けようとするものは、連合会所属地主会を経由し、連合会あてに掲げる書類添付して、融資あつせん申込書(第1号様式)を提出するものとする。

(融資のあつせん)

第八条 共済資金の融資を受けようとするものは、連合会所属地主会を経由し、連合会あてに掲げる書類添付して、融資あつせん申込書(第1号様式)を提出するものとする。

(融資の方法)

第八条 共済資金は、前条の目的を達成するため共済提出金として提出する義務を負うものとする。

(取扱金融機関)

第三条 この規則に基づく融資の取扱金融機関は次のとおりとする。

琉球銀行 沖縄銀行 沖縄相互銀行 沖縄県信用農業協同組合連合会 コザ信用金庫 沖縄信用金庫

(共済資金の預託)

第四条 共済資金は、連合会長の指定する取扱金融機関に預託するものとし、その預託は別途預託契約者によるものとする。

2 取扱金融機関は、預託金の金利を年一・五%以上と

して預託金の五倍以上の融資を行うものとする。

(融資の申込等)

第十一条 取扱金融機関は、共済資金の融資の申込みを受けたときは速やかに融資を行うものとする。

第六条 共済提出金の提出者に対し共済会会員である者又はその一親等の統柄の者とする。

2 次の各号に該当する者は、融資を受けることができる

とを認めるため、連合会において預り証を発行する。

2 預り証の売買、譲渡、質入れ等は一切これを禁止す

る。

(会員名簿の作成)

る者
(4) その他融資をすることが適当でないと認められる者

融資条件

第六条 融資条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

融資期間 十年以内
融資利率 年六%以内
資金使途 特に限定しない

返済方法 月賦払、年賦払等の分割払

保証人 原則として不要とする。

融資対象なる軍用地及びその他

連合会長が別に定める。

連合会長が別に定める。

この規則は昭和五十九年八月三日から施行し、昭和五十九年七月十九日から適用する。

第七条 共済会員名簿を各地主会毎に作成し、連合会に備えつけるものとする。

第八条 この規程に定めるもの外、運営に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(融資の拒否)

第十一條 取扱金融機関は、第八条第2項の規定による融資申込みの依頼を受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、連合会と関係機関が協議するものとする。

うとするときはその理由を書面にて速やかに、連合会長に報告するものとする。

(協議)

第十二条 この規則の円滑な運営を図るために必要な事項は、連合会長が別に定める。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は連合会長が別に定める。

(附則)

この規則は昭和五十九年八月三日から施行し、昭和五十九年七月十九日から適用する。

(共済資金制度規則)

共済資金制度規則

共済資金制度規則

共済資金制度規則

共済資金制度規則

共済資金制度規則

共済資金制度規則



第38回 定期総会=沖縄県青年会館ホールにて

金助を国に要請することにし
てあります。そのため、そのた
めに國に対し、「沖縄県における特別措置」

第三十八回定期総会が招集いたしましたところ、出席の皆様は公私共に多大の折れもかからず、お難い合ひのうえ出席され、誠心誠意御礼申上げます。さて、共済事業事業にいよいよ、皆様のご協力により年々5年目を迎えます。しかし心配されております。しかも心配されております。そのための必要な金額は、これまででござな林況に大変な影響を受けたため現在貸付額は過去の融資実績からみて、共済加入者の約9%程度の達成が利用しているだけで、融資実績の全部が見込まれるようですが、予算額が見込まれます。資金使途の殆どは住宅建築費、土地購入費等であります。したがって現在貸付額は、一千円程度まで引き上げることも考へております。そのため、そのためにも三十億円程度の基

沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)の第三十八回定期総会が、昭和六十三年三月三十日午後二時から沖縄県青年会館ホールにおいて、代議員九十四人(代議員総数百二十三人)の出席の下に開かれました。総会は、従元会長より挨拶並びに経過報告が行われた後、議事日程に入り、①昭和六十三年度運動方針並びに事業計画、②昭和六十三年度一般会計収支予算、③昭和六十三年度賃料委任受領特別会計収支予算、④昭和六十三年度賃料委任受領特別会計収支予算、⑤昭和六十三年度会館運営特別会計収支予算、いずれも全会一致をもって原案通り可決承認されました。

なお、昭和六十三年度一般会計予算額は、一億三千二百二十四万六千円で、前年度より一千八百十五万八千円の減額となっております。そのほか、居所不明土地管理特別会計予算額(一千六百十万元)(六百八十八万七千円減)、共済事業特別会計予算額(百六十・億四千四十二万一千元)(十三億三千五百一十七万八千円増)、会館運営特別会計予算額三百八十万円となっています。

徳元会長挨拶

第三十八回定期総会が招集いたしましたところ、出席の皆様は公私共に多大の折れもかからず、お難い合ひのうえ出席され、誠心誠意御礼申上げます。さて、共済事業事業にいよいよ、皆様のご協力により年々5年目を迎えます。しかし心配されております。しかも心配されております。そのための必要な金額は、これまででござな林況に大変な影響を受けたため現在貸付額は過去の融資実績からみて、共済加入者の約9%程度の達成が利用しているだけで、融資実績の全部が見込まれるようですが、予算額が見込まれます。資金使途の殆どは住宅建築費、土地購入費等であります。したがって現在貸付額は、一千円程度まで引き上げることも考へております。そのため、そのためにも三十億円程度の基

め思をはじめ市町村においても基地の整理に力を入れております。また、政治家による政策小会議を取扱うなどの

活動に

参

加

す

る

事

件

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

業

を

行

な

る

事

</div

63年度軍用地料

政府予算案

予算総額44億円

実質増は平均約4%

沖縄県における軍用地等賃

貸料については、軍用地等閑

係地主の治どが該貸料を生

活の根源としていることから、

地価の変動のはが、地価上昇

等も勘案のうえ、毎年、適切

な増額改定の措置を要請して

いるところであります、昭

和六十三年度の軍用地等賃

料については、六十二年五月

二十七日の第三十七回土地連

定期総会の決議にもとづき

「四・一%増額」と「格差是

正調整費二十七億三千万円」

の予算措置を強く要請するこ

ととしました。

要請実現を期するため、昭

和六十二年七月十三日から四

日間の日程で委員が上京し、

防衛庁、防衛施設庁、沖縄開

拓、運輸省、大阪航空局、

自民党本部

五の日会、その

他関係国会議員を訪問、善処

方の要請を行いました。更に、

十三年度の沖用地主関係の施設借

料予算額として四百十四億

円が計上されることになりました。

予算額の前年度対比では、

四・一%増額ですが、返還

された施設の一部賃料予算と

の関連もあって、実質的には

平均約4%程度の増額が見込

まれるようあります。

今回の予算措置は、例年以

上にきびしく、復活折衝も難

航しましたが、関係省庁並び

に五の日会所属国会議員(小

渡、宮里代議士、大城、伊江、
大浜議員、山中代議士、西
銘知事、その他関係者のバッ
クアップを得てほぼ前年度並

みの増額が認められました。

本会の要求からみて必ずし

も十分の予算措置とはいえま

せんが、諸般の事情を考慮し

諒承することしました。な

お、賃料の各施設毎の単価

額については、今年の十一月

頃、関係当局から提示され、

各地主会との交渉によって決

定されることになつております。

復帰十六年を迎えて、各地域

において賃料の格差が生じ

ているので、昭和六十三年度

の賃料改定にあたっては、

全般的な評価の見直しなどに

よる適正かつ公平妥当な措置

が望まれるところであります

役員改選

理 事	
▲ 北部地区	(3人)
比嘉仁一 (再任)	名護市地主会長
安富朝榮 (再任)	金武町地主会長
仲程貴湯 (再任)	宜野座村長
新崎盛直 (再任)	沖縄市地主会評議員
知花平良 (再任)	読谷村地主会長
徳元正信 (再任)	嘉手納町地主会員委員
新城 育 (再任)	北谷町地主会長
花城清善 (再任)	宜野湾市地主会長
宮城國男 (再任)	浦添市地主会長
與正信 (再任)	北中城村地主会長
平良 築 (新任)	志津川市地主会長
▲ 南部地区	(3人)
上原正顕 (再任)	那覇市地主会長
比嘉新栄 (再任)	那覇市地主会長
玉城 村地主会長	
監 事	
▲ 北部地区	(1人)
新川秀榮 (再任)	沖縄市地主会監事

申しこみ下さい。
購入予約受付中

創立三十年史 (土地連のあゆみ)

上原義廣 (再任)
那覇市地主会監事

土地連においては、創立三十年を記念し、占

領初期の軍用地の接收状況をはじめ、四原則貫

徹運動、渡米折衝、土地政策現地会談、本土復

帰対策等、軍用地諸問題の変遷と土地連におけ

る今日までの活動経過の記録並びに関係資料を

集大成した「土地連のあゆみ(新聞集成編、資

料編、通史編の三巻)」の発刊計画をすこめてい

るところであります。三巻目の通史編につい

ては、原稿執筆並びに資料収集に予想以上の日

時を要し、当初計画が大幅に超過したこととなり

ました。現在、最終校正の段階に入っているの

で、今年七月頃までに刊行する予定であります。

なお、「土地連のあゆみ」(三巻セット)は、

地主会員に限り、特別価格(一万円)で販売し

ていますので、購入希望者は所屬地主会を通じ

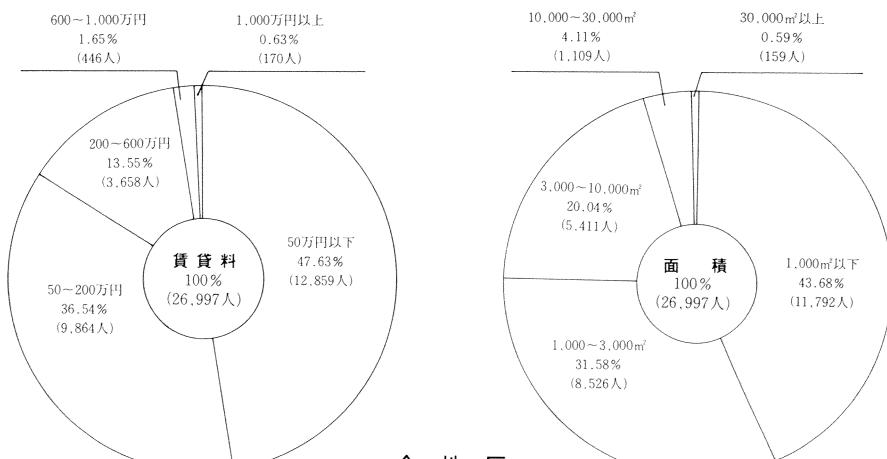
て下さい。

軍用地等賃料借料予算額

単位:百万円

省 府	項 目	昭和63年度 予 算 額	昭和62年度 予 算 額
防衛施設庁	施設・区域等	44,400	43,000

統計資料(軍用地料、面積)



全 地 区

区分	地区	北部地区	中部地区	那覇地区	南部地区	合 计
50万円以下		3,355人	7,794人	1,287人	423人	12,859人
50~200万円		918	6,951	1,971	24	9,864
200~600万円		122	2,929	607	0	3,658
600~1,000万円		9	371	65	1	446
1,000万円以上		5	136	29	0	170
合 計		4,409	18,181	3,959	448	26,997

注: この資料は昭和60年4月1日現在のものを参考にした。